

感染疑い発生時の対応マニュアル

諏訪圏工業メッセ実行委員会

1 主催者等による入場時の体調確認にて体調不良者が発生した場合の対応

主催者にて、「風邪の症状、37.5 度以上の熱、倦怠感(強いだるさ)呼吸が困難(息苦しい)」の症状を、入口で確認する。

⇒ 当てはまる方は、主催者の指定する救護室へ移動する。

救護室では、再検温・症状の確認の上、入場を断り、帰宅を促すとともに、下記連絡先を伝える。

★連絡先＝長野県諏訪保健福祉事務所(有症状者相談窓口):0266-57-2930

2 催事中に体調不良者が発生した場合の対応

催事中に体調不良者が発生し、「風邪の症状、37.5 度以上の熱、倦怠感(強いだるさ)呼吸が困難(息苦しい)」の症状を主催者が確認できた場合は、主催者の指定する救護室へ移動する。

【救護室での対応】

救護室にて、患者の健康状況を確認する。

その結果を基に、主催者が所轄の長野県保健福祉事務所(有症状者相談窓口)等に連絡し、受入れ病院の確認や救急車の要請等を行う。

患者が搬送された後は、主催者が所轄の長野県保健福祉事務所(有症状者相談窓口)等に消毒等の対応を確認し、適切な処置を行う。

【救護室の備品】

- ・マスク
- ・廃棄用ビニール袋
- ・使い捨て手袋
- ・防護服(使い捨てカップ等)
- ・非接触体温計

【適切な処置の範囲】

- ・長野県保健福祉事務所の指導を仰ぎながら、主催者が会場内の必要な個所の消毒等を行う。

3 催事後にコロナ患者が発生した場合の対応

催事後に、催事関係者・来場者等がコロナに感染した場合には、速やかに主催者より、コロナ患者の来場日時等、詳細情報を所轄の長野県諏訪保健福祉事務所(有症状者相談窓口)に連絡し、消毒等の対応を確認し、適切な処置を行う。

公表方法等を含めたその後の対応等については、主催者と諏訪市で協議する。

※本マニュアルの作成と実施に当たっては、メッセ会場の所有者である諏訪市と協議をしながらすすめることとする。

※上記「主催者」とは、諏訪圏工業メッセ実行委員会又は、同時開催・関連イベント主催者をいう。